## 別表2

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとする。

- ・過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

## 1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】		
	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となって	十分認められる。	5
	いるか。	概ね認められる。	3
	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	一部認められる。	1
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	認められない。	0
	・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課		
	題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。		
効率性	【事業実施計画の妥当性】		
	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。	十分認められる。	5
	・予算計画は妥当なものになっているか。	概ね認められる。	3
	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	一部認められる。	1
	・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	認められない。	0
実現性	【事業実施体制の妥当性】		
	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有	十分認められる。	5
	し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進す	概ね認められる。	3
	るために効果的な実施体制となっているか。	一部認められる。	1
	・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、	認められない。	0
	実績を相当程度有しているか。		
	・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適		
	した事業実施場所が選定されているか。		
	・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び		
	処理能力を有しているか。		
公益性	【国の支援の妥当性】		
	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5
	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効	概ね認められる。	3
	果が期待されるか。	一部認められる。	1
	・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的	認められない。	0
	な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待で		
	きるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。		

## 2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①適正性	・本事業に精通した団体であるか。	5つ満たす。	5
	・年間を通じて計画的かつ効率的に学校給食用牛乳を供給する	4つ満たす。	4
	ために、乳業事故等に備えた体制が確立されている団体であ	3つ満たす。	3
	るか。	2つ満たす。	2
	・国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進を図る取組を実施して	1つ満たす。	1
	いる団体であるか。	1つも満たさない。	0
	・酪農の健全な発達を図ることを目的とし取組がなされること		
	になっているか。		
	・幼児、児童及び生徒の体位・体力の向上に資することを目的		
	とし取組がなされることになっているか。		
②妥当性(学校	・学校教育関係者に対し、牛乳に関する理解醸成活動を実施す	5つ満たす。	5
給食用牛乳供給	ることになっているか。	4つ満たす。	4
円滑化推進事業	・幼児、児童及び生徒に対し、牛乳に関する理解醸成活動を実	3つ満たす。	3
のみ)	施することになっているか。	2つ満たす。	2
	・乳業者と学校関係者が連携し、配送効率化に向けた取組を実	1つ満たす。	1
	施することになっているか。	1つも満たさない。	0
	・供給事業者に対し、食品衛生に関する研修等を実施すること		
	になっているか。		
	・乳業事故等の発生を防止する取組を実施することになってい		
	るか。		